

「農地法第3条許可事務の適性化・透明化対策」について！

～標準処理期間の目標日数の公表について～

農業委員会は、改正適正化通知等の完全履行に向けて、「農地法第3条許可事務の適性化・透明化対策」に取り組んでいます。

七宗町農業委員会としても、岐阜県農業会議等の指導を受けて、可及的速やかに、全ての農業委員会において完全履行する必要がある対策を下記のとおり（ア～キ）確認しました。

今回、平成23年 6月 3日開催・即日閉会の「第2回・農業委員会総会」において、協議し決定しましたので公表します。

記

1. 改正適正化通知等の完全履行

- ア 農地法第3条許可事務処理の事前周知
- イ 申請者側に立った相談事務
- ウ 申請書受理後の事務の透明化
- エ 農地法第3条許可基準事例集の作成
- オ 標準処理期間の目標日数の公表**
- カ 下限面積（別段面積）及び設定理由並びに毎年の見直し・公表
- キ 相続等の届出に関する継続的周知

オ 標準処理期間の目標日数の公表

「行政法施行に伴う標準処理期間の目安（平成16年 9月16日）」において、4週間とされていることを踏まえ、農地法第3条許可事務に係る標準処理期間の全国目標を30日以内と定め、各農業委員会はこの範囲以内で個々の標準処理期間を定め、公表する

以上を踏まえ、『七宗町における標準処理期間』は「30日」と定める。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
電話番号	0574-48-1111 内線263
FAX番号	0574-48-2239